

維新政府の嵯峨実愛

刑部 芳則

目次

キーワード

はじめに

一 大阪親征行幸の理解者

二 天皇東幸の道程

三 横井小楠暗殺事件の処理と「新律綱領」の編纂

四 大納言の就任から辞職

おわりに

正親町三条 中山忠能 岩倉具視 三条実美 刑法官

職員令 刑部省 廃藩置県 麁香間祇候 文明開化

はじめに

江戸時代の天皇と公家の仕事は、学問の修養と儀礼の執行であつた。だが、嘉永六年（一八五三）六月にペリーが来航し、開国を迫られた幕府が朝廷に対処を求めたことにより、次第に政治関与が避けられなくなった。そのようななか朝廷内で頭角をあらわした嵯峨実愛（明治三年十二月二十三日まで正親町三条実愛と記すべきだが、本稿では改姓後の嵯峨で統一した）は、議奏という要職を務め、上洛する薩摩藩や長州藩の関係者から期待を集めた人物の一人である。他にも期待された公家には岩倉具視がいたが、彼は和宮降嫁の中心人物であつたため、文久二年（一八六二）八月に尊攘派から批判を受けるようになり、辞官落飾を余儀なくされた。

嵯峨家の本家にあたる三条実美は、攘夷実行を望む尊攘派の公家として期待されたが、文久三年（一八六三）八月十八日の政変により京都から長州藩へと脱走した。翌年の元治元年（一八六四）七月には、長州藩兵が上洛し、御所を警備する薩摩藩および会津藩との間で戦乱となり、この禁門の変に敗れた長州藩は朝敵の汚名を受けることとなる。維新政府で輔相や右大臣を務めた三条実美、同じく輔相や大納言を務めた岩倉具視は、慶応三年（一八六七）十二月九日の王政復古の政変によって復帰をはたすが、嵯峨はその間に一時的な謹慎期間を除いて朝廷から追われることはなかった。そのような嵯峨は、明治維新期の朝廷や公家を考察する場合に重要な立ち位置にいたといえる。だが、明治維新史研究において、維新政府における嵯峨の役割を具体的に検討したものはない¹。

彼が書き残した『嵯峨実愛日記』は、維新政府における公家出身者の動向が知られる数少ない貴重な史料である。そのため、明治維新史研究者の間では有名な史料であるが、この日記を部分的に引用したものはあっても、彼の個性を検討するために全般的に使用した研究はない。筆まめな彼が記した日記を細かく見ていくと、今まで気が付かな

かった点が多く出てくる。そして新発見の部分に嵯峨の個性や役割を見出すことができる⁽²⁾。

維新政府において公家は雛壇の上に鎮座する飾りものの存在であったのか。それが彼らに求められた役割であったのか。この点については維新史研究では等閑視されてきた。そこで右の点につき本論では『嵯峨実愛日記』を基本史料とし、維新政府における嵯峨の役割や個性について検討する。具体的には「大坂遷都論」から天皇東幸に至る過程を取り上げ、嵯峨が京都以外の場所に天皇を動かすことにとどのような動きをしたかを明らかにする。また東京に出てきてからの嵯峨については、彼が就任した刑法官知事および刑部卿の業務から考察する。最後に大納言の嵯峨がいかなる経験を経て廃藩置県を迎えることとなったのかを検討する。

一 大阪親征行幸の理解者

王政復古の政変は、幕府とともに朝廷内の摂政・関白などの門閥にもとづく官職が廃止され、それに代わって総裁・議定・参与を仮に置く維新政府が誕生した日であった。この日に政治復帰した岩倉は参与、嵯峨は中山忠能や中御門経之らとともに議定に就任する。下関から太宰府に移っていた三条の復帰は遅れ、慶応三年（一八六七）十二月二十七日に京都に到着すると議定に任命された。これと同時に岩倉も議定に昇格した。二十九日に三条邸を訪れた嵯峨は、久しぶりに三条と対面し、五年間の様々なことについて語り合った⁽³⁾。

明治天皇と血縁で結ばれた嵯峨は、天皇の外祖父である中山とともに特別な存在であった。その両者に求められたのは輔弼として総裁である有栖川宮熾仁を補佐するだけではなかった。三条や岩倉をはじめ、彼らと近い参与の木戸孝允や大久保利通は、維新政府の新たな政策を進めていく協力者として期待していたと見てよい。その証左となるのが、当時は秘匿されていた「討幕の密勅」に中山と嵯峨の両名が連署者となっていることである。

だが、藩士出身の参与である大久保たちにとって、中山への期待は早々と裏切られる。公家の慣習に固執する中山は、参内の装束を厳格にし、名譽的な「百官」の温存を図るなど、それらを改革しようとする大久保の障害となっていく。慶応四年正月十三日に大久保が提案した「大坂遷都論」も反対され、名目を変更した大阪親征行幸についても実施が遅れることとなる。大久保が京都から大阪へと行幸させる意図は、藩士出身の参与たちと天皇との政治的距離を縮めるためであった。^④

右の問題について嵯峨はどうであったのか。これまで大阪親征行幸に関する嵯峨の動向については明らかとなっていない。よって以下ではこの点について述べることにする。嵯峨の日記で大阪問題に関する初見は、正月二十日に九条道孝郎の太政官代に参集した嵯峨、岩倉、徳大寺実則が「大坂之事」を相談したときである。翌朝には大久保と参与の広沢真臣が嵯峨邸を訪ねて「大坂之儀」を話し、その直後に太政官代で再び「大坂之儀」を議論している。二十二日には三条と嵯峨は「浪華迁座ノコト」を相談しており、この段階では遷都を視野に入れていたことがうかがえる。翌二十三日には薩摩・長州・土佐の三藩から「浪華迁座」の申し立てがあったが、決定には至らなかった。^⑤

ここで決定しなかったことが、大阪親征行幸へと名目変更を余儀なくされた転機であったと思われる。その背景には後述する大阪遷都はもとより、大阪親征行幸の実施にも反対する中山の影響力が働いたと見てよいだろう。正月十七日に岩倉が嵯峨に話した内容では「御親征ノ事」とあり、「^⑥迁座」という表現は見られない。またその場で岩倉は、中山と嵯峨が自分を補佐して欲しいと頼んでいる。翌二十八日に嵯峨は、中山および徳大寺とで「花城ノ事御親征」について相談しており、^⑦前日の岩倉からの依頼に沿った動きを見せる。

そして二月一日に嵯峨は三条と太政官代の二条城移転、大阪親征について相談し、両者は中山・徳大寺・岩倉とともに大阪親征行幸の「書付」を天皇に提出している。その直後には大総督の有栖川宮熾仁から中山とともに大総督を

補佐するよう天皇が希望していることが伝えられた。^⑧ 天皇の中山と嵯峨に対する期待は岩倉の依頼と重なる。翌二日、嵯峨は総裁補佐という重責に「当惑、心配」し、有栖川宮に「輔弼」の辞退を申し出るが、三日には「自今可為輔弼被仰出候事、但総裁局出仕之事」という辞令を、中山とともに受けることとなる。^⑨ これは正月十七日に設置された太政官制の三職七課が二月三日に三職八局に改変され、太政官代が二条城へ移るという政治改革に合わせた措置であったと見てよい。ちなみに三日に天皇は二条城の太政官代に行幸し、その場では徳川慶喜追討令が發布された。

二月八日、嵯峨は三条から大阪親征行幸を三月十四日に実施することを聞かされ、中山と「供奉人体」について議論している。^⑩ この実施に向けては準備が進んだこともあり、嵯峨は二十日に「御親征供奉」、二十三日に「行幸御先着」を命じられ、二十五日には「行幸来月五日」出発と、予定よりも十日早まった。^⑪ ところが、三月二日には「来五日大阪行幸御延引、日限追々可被仰出」と実施は延期された。^⑫ 十日には実施を二十一日とし、その間に皇后を立てる立后の儀式を挙行することにした。^⑬

これを伝えられた嵯峨は、翌十一日に三条を訪ねて二十一日では遅いから十八日の実施を願い出たところ、二十八日の南祭の後でないと実施は不可能であるという状況を聞いている。嵯峨は大阪親征行幸を一日でも早く実施しようとしていたが、それに反対する者が宮中儀礼を優先理由として遅らせていたのである。その直後には徳大寺が中山と対面して行幸実施を促したが結局は決まらなかった。この知らせを受けて嵯峨と岩倉は「今日之儀中山隠策歟、輔弼任如何」と語り合っている。^⑭ つまり行幸実施の遅延は、裏で中山が画策しているからではないか。それが事実なら彼は輔弼として相応しくないのではないかというのである。

両者が談話で危惧した内容は三月十二日に早くも現実化してしまう。嵯峨のところに中山から議定兼輔弼を辞任したいという書状が届いたのである。辞任の理由は「所勞」であったが、^⑮ 内実は議定兼輔弼としての責任を放棄し、親

征行幸に反対しようとしていたことに疑いの余地はなかった。この書状を手に参内した嵯峨は岩倉に事情を説明し、岩倉から天皇に中山の辞意が伝えられた。⁽¹⁶⁾

親征行幸の遅延は、中山と女官の意向が天皇に影響を与えていた可能性が高い。嵯峨の日記からは、そうした事実がうかがえるばかりでなく、親征行幸の遅延解消に嵯峨が尽力していたことが明らかとなる。三月十二日、岩倉と天皇の対面がおわった後には、三条が天皇に二十一日を行幸実施日とするようお願いが出たが許可しなかった。これを知ると嵯峨は中山邸に急行し、「廿一日可被決言上」という書面を献上することを承諾させ、この書面を手に参内する。そして天皇に中山の書面を提出し、女官たちとも面会して「廿一日可被決」ことを説明している。⁽¹⁷⁾

そして翌三月十三日に中山邸を訪れた嵯峨は、中山から「行幸廿一日ノコト不被行、今日成敗之境可被参内歟」と問われ、「難参内尽力ハ此上無之、前中将ヲ以令参内可令申上」と答えた。親征行幸の予定日を二十一日とするには、中山が参内して天皇に言上するより他に手段はないと断言したのである。嵯峨の熱意に打たれた中山は、その直後に参内すると女官たちと面談し、さらに天皇に右の事情を言上している。翌十四日の五箇条誓文の発布を経て、十五日に親征行幸を二十一日に実施することが発表された。⁽¹⁸⁾

このようにして三月二十一日に大阪親征行幸は実施され、三条、中山、大久保、木戸なども出発した。岩倉は留守を預かったが、供奉を命じられた嵯峨の出発は遅れた。二十四日に嵯峨は大阪の三条から下阪を促す書翰を受け取り、二十五日に直垂姿で馬に乗って出発し、船に乗り換え夕方大阪に到着している。⁽¹⁹⁾到着の翌日には岩倉からの書翰で「旧弊一新予尽力心得ノコト」が伝えられ、⁽²⁰⁾嵯峨には現地での天皇の慣習刷新を図るよう尽力することが期待された。その意味のなかに中山へ協力を促して欲しいとの願いが込められていたことは想像に難くない。四月一日、嵯峨は中山に「叡慮之御方向御基本被為立候迎相尋、且輔佐任尽力ノコト所存申談」ているが、「然而無答無力々々」という

感想を抱かせる結果となっている。⁽²¹⁾ 幕末の政局で嵯峨と中山は共同歩調を取っているように見受けられるが、明治初年の行幸をめぐることは、大きく意向が分かれていたのである。

二 天皇東幸の道程

閏四月八日に天皇が大阪から京都に還幸すると、次なる課題として関東の平定が持ち上がった。当日は三条、岩倉、嵯峨、中山、徳大寺、中御門経之が集まり「江戸御処置之儀」について議論し、⁽²²⁾ 夜には三条邸に岩倉、西郷隆盛、大久保利通、広沢真臣、吉井友実が参集して徳川家の処分について話し合っている。⁽²³⁾ 十日に嵯峨は中山とともに天皇に三条の「東行ノコト」を伺い出ており、⁽²⁴⁾ 三条は関東大監察使に任命された。この翌日に三条は京都を出発し、閏四月二十四日に江戸城に入城している。

これより前の四月二十一日には江戸城に東征大総督の有栖川宮熾仁親王が入城していたが、依然として江戸周辺には維新政府に抵抗する旧幕府勢力が存在した。五月十五日に上野山に結集した彰義隊が鎮圧され、同月末には烏丸光徳、鷲尾隆聚、正親町公重などが江戸に到着する。⁽²⁵⁾ その一方では旧幕府軍艦が脱走し、奥羽地域では戦闘姿勢が示されるなど、油断のできない状況が続いた。三条が一番苦慮したのが、長年旧幕府が統治してきた江戸の治安維持を図ることであった。それには天皇が人々に恩恵を与える意義が少なくない。

三条が江戸に向けて出発すると、京都では太政官制の改革をめぐる議論となった。閏四月十六日に嵯峨は、岩倉、坊城俊政、勘解由小路資生などと「改革条々取調」をしている。そのあとで中山とともに天皇に言上し「数ヶ条」が決まった。⁽²⁶⁾ 翌十七日に岩倉は、嵯峨、中山、徳大寺、万里小路博房と「官位職改正并加禄」について議論し、二十日には嵯峨と中山に「明日改正黜陟人撰」を相談している。⁽²⁷⁾ これは四月九日に嵯峨が徳大寺、万里小路とともに岩倉邸

でおこなった「雖不迂都旧弊可一洗」を目的とした「改革制度行ヒ方」の議論にもとづくものであった。そのときは「中山姑息可生弊」ことが課題となっていたが、彼らの説諭が功を奏したようであり、中山も官制改革に向けて抵抗は見せていない。

右の流れからは当時の最終的な決定段階に公家の意向が重要であったことが見て取れる。大阪親征行幸をはじめ、太政官制の改革は大久保ら参与の要望によるが、それらの構想を彼らだけで実行することは不可能であった。そこで三条と岩倉が彼らの意向に應えるが、この段階で三条が不在のため、岩倉が中心となって対処することとなる。岩倉が頼りにしたのが嵯峨、徳大寺、万里小路、坊城、勘解由小路であり、中山は憂慮の対象となっていた。天皇へ言上する嵯峨は、改革に反対する中山の言説を抑える役割として重要であった。

岩倉を中心とする限られた公家たちの了解を経て、閏四月二十一日に政体職制が公布された。これにより太政官代は二条城の修復を理由として御所に移され、藩士出身の参与への位階授与と、彼らの火急に際して羽織袴の着用を許可するなど、天皇との政治的距離が縮小した。⁽²⁸⁾ また宮中勤番制度の「近習」「内々」「外様」の差異をなくし、三十歳未満の勤番を免除にして、「林和靖問詰」を廃止にするなど、公家特有の職制も改革された。⁽²⁹⁾ 議定には、公家から三条、岩倉、嵯峨、徳大寺、中山、諸侯から松平慶永、鍋島直正、蜂須賀茂韶が任命されている。嵯峨によれば「一同固辞」したものの「頻有催促」ということから引き受けたという。⁽³¹⁾

三条は江戸に到着すると、早々と行幸と有力者の東下を望んでいた。嵯峨の日記には、五月六日に「関東今申来事ニ付、於小御所有議、於簾中被聞召」とあり、七日には「東下軍将政事人等有内評」と記されている。⁽³²⁾ 三条は関東に「軍将」と「政事人」の東下を依頼し、それを小御所の天皇の面前で議論したのである。七日に内評の後、嵯峨は岩倉邸に寄ると、岩倉の親族である堀河康隆と富小路敬直が来ており、彼らと「御東征ノコト」について内談している。

嵯峨は再び参内すると、その内談内容について中山と打ち合わせた。³³⁾

そして五月八日には小御所の天皇の前で「東征出輦」について議論され、嵯峨はその内容を堀河と富小路に伝えている。九日には前日に続いて「御親征ノコト」が議題となったが、「御親征」は勅書をもっておこなうことに決まった。³⁴⁾だが、大阪親征行幸のときと同じく内決したものの、その実施については明確にされず、天皇東幸の議論はしばらく見られなくなる。³⁵⁾

それから約一月後の六月四日、中山から「御親征」に際して岩倉は供奉すべきかを問われた嵯峨は、京都留守は岩倉に任せるべきだと答えた。このとき中山は、「御親征」に自身は供奉することを伝えていた。³⁶⁾大阪親征行幸のときと同じように外祖父の中山としては、孫の安否が気になって仕方がなかった。同日に嵯峨は、長州藩が「御親征」に同意していること、さらに「御親征」に不服な中山を除くべきだという意見があることを聞知している。³⁷⁾十八日に長州藩主の毛利敬親は嵯峨に「御親征」および「御東幸」のことは大事な問題であり、その基本を定める必要性を促した。³⁸⁾

日付は不明だが、六月に岩倉が中山・嵯峨・徳大寺・中御門に宛てた書翰では「中山、正親町三条両卿は先朝の股肱当朝の柱石たるを以て、中山卿は宜く至尊を輔翼し以て聖器大成を図るへし、正親町三条卿は宜く輔相の任に膺り大政を賛襄し、以て具視が闕漏する所を補ふへし、徳大寺、中御門両卿は宜く中山、正親町三条両卿を左右に置き、輿議公論を取捨し、以て公明政務を執るへし、四卿にして能く同寅協和、加ふるに衆賢と審議し以て政令を施行せば、天下の平治を望むなからんと欲すとも得へけんや」と述べている。³⁹⁾

中山と嵯峨は孝明天皇から仕える柱石であり、中山は明治天皇を補佐して名君となるように導き、嵯峨は輔相として政治の大任を担って岩倉の欠点を補って欲しい。徳大寺と中御門は、中山と嵯峨のもとで公議輿論を取捨し、公明

な政治をおこなうべきである。この四卿が協和して能力のある参与たちと審議して政令を施行すれば、天下は必ず治まるだろうという。これは岩倉が中山に、大久保たちの意向に反対せず、前向きな姿勢を見せて欲しいとの願いが込められていたと思われる。また後文で江戸の「人心の服否如何そや、必ず制馭し難き」との理由を挙げて「龍駕東巡」について説明していることに鑑みると、天皇東幸の理解を求めていたに違いない。⁽⁴⁰⁾

天皇東幸の留守中について三条は、六月二十八日付岩倉宛ての書翰で「御留主之處は正三、徳大寺、越前等江御委任相成、京中市民兇暴之盜賊杯に困しみ候様之事無之」と述べている。⁽⁴¹⁾京都の留守を議定の嵯峨、徳大寺、松平慶永に委任すれば、治安維持は問題ないという。嵯峨および徳大寺は三条と岩倉の双方から期待を受けていたことが見て取れる。それは嵯峨と徳大寺が天皇東幸に難色を示す中山とは異なり、大久保らの意向を理解して新政策に前向きであつたからと考えられる。

そして七月十一日には毛利敬親が参内し、天皇の前で岩倉、嵯峨、徳大寺を交えて東幸の件について相談している。⁽⁴²⁾東幸の実施に向けては藩士の参与らが画策していたが、ここで嵯峨は公家の立場として東幸の取調を依頼された可能性が高い。それは八月二日に参内した嵯峨が、「御東幸ノコト内々取調色々有之」という作業に従事していることから裏づけられる。⁽⁴³⁾同月五日には近いうちに東幸が実施されることにつき、中山、徳大寺、木戸孝允、大木喬任、坊城俊政らと相談した。八日には東京に岩倉が下向し、中御門、徳大寺、嵯峨の三名が京都の留守を担当する案が出され、これに嵯峨は同意している。⁽⁴⁴⁾この前から一族の押小路実潔が頻繁に来訪し、東幸に反対する「行幸御止説且御規則不立心配之論」を聞かされたことは、⁽⁴⁵⁾嵯峨を悩ませたに違いない。押小路との具体的な対話はわからないが、嵯峨は冷静に説論したとと推察される。

このように一貫して嵯峨が天皇東幸に前向きな姿勢を示していたのは、三条と岩倉の意向を重視したことと、幕末

から関係の深い長州藩の後押しが大きいと思われる。嵯峨とは異なり中山、松平慶永、参与の大原重徳は天皇東幸に反対であり、それに同調する押小路のような公家も少なくなかった。そのため東幸実施の期日はなかなか決まらなかったが、明治元年（一八六八）九月十三日（九月八日に明治と改元）に同月二十日と確定した。出発を前にした十八日、留守を預かる嵯峨と徳大寺は、岩倉と「御留守中心得方之条々」を確認している。⁴⁶ 東幸が実施されると、二十日から嵯峨と徳大寺は輔相代理として勤務することとなった。⁴⁷

ところが、その直後に妻登茂の体調が悪化し、九月二十五日からは護浄院の僧侶に来てもらい祈祷が開始されている。⁴⁸ 来訪者との面会を断り「不出仕専加介抱医薬」と、妻の病床に付き添って看護を続けたが、そのかいもなく十月三日に登茂は息を引き取った。⁴⁹ 八日の出棺の際には三百人が参列し、登茂は清浄花院の墓に埋葬された。⁵⁰ 嵯峨によると五十一歳で旅立った登茂は三年前から多病を抱え、当年の八月以降に病が重くなったというから、ある意味で覚悟ができていたようにも思う。だが「如此悲哀痛哭、又万事失力前途劳痛心之儀巨多、只当惑之至也」と記すように、⁵¹ 悲しみのあまり力を失い、先のことを案じると心が痛み、ただ悩むばかりであるという。

これが率直な気持ちであり、とても輔相代理など務められる精神状態ではなかったといえる。十月三十日付で嵯峨は徳大寺に宛てて「非器謾り御情申上候而大事ヲ誤リテハ何共恐縮之至リニ御座候」、「左レハ辻其器ニ非スして拜命ハ素ガ難仕何共（進退）当惑奉恐入候」などと、輔相代理の大事を誤ってはならず、自分にはその才覚がないため進退について困っていると心境を吐露した。そして「去四日荊妻死去引籠之処」、「家内取締旁事一切手ヲ下し候場ニ致リ兼候処、愚息僅ニ六才女共若年ニ而両三人罷在」、「遠国ニ罷越候而ハ跡之処令瓦解晴夜二灯ヲ失ひ候」などと真意を打ち明かす。⁵² 妻が死去し、幼い子供三人の面倒など家事一切をおこなわなければならず、自分が遠い場所に行くようなことになれば、我が家は夜の灯を奪われるという。

輔相代理をめぐる状況は、悲しみにくられる嵯峨を樂にはさせなかった。十一月後半に天皇の年内還幸が決まると、同月二十五日付の三条と岩倉連名の嵯峨宛て書翰で「御近も還幸可仰出候付、議參之輩供奉被仰付候、付而者東京表奥羽御処置函館脱艦并東北人心未平穩ニモ立到事ニ付、輔相兩人之中暫時滞在御決定相承候」などと報じている。近日常に天皇還幸が実施されて議定や参与も随行するが、東京では奥羽の処置や旧幕府軍が軍艦で脱走するなど東北地方の人心が収まらないため、輔相のうち三条か岩倉が留まることになったという。そして三条と岩倉は嵯峨に「無拋御辞表之趣も御座候得共」、「実ニ国家多難之折柄誠議參御無人ニモ有之急々御東下可被成」と依頼している⁽⁸³⁾。嵯峨が輔相代理の辞退を示唆する気持ちもわかるが、右のような重大事態であるため早急に東京に来てくれないうという依頼である。

この書翰が十一月三十日に嵯峨に到着すると、同日付で彼は三条と岩倉に宛てて「大任実ニ難堪恐入候共、此上辞退仕候而も不相憚義故、不肖恐御請申上候、併非器難堪之段ハ実ニ国家之御為ニ奉恐入候段ハ、兼而御理申上度」と返信している。大任ではあるが辞退することは憚られるので、不肖ながら引き受けるという。自分は不才であり国家に対して恐縮する次第であるとの付言も忘れていない。また「春来所劳氣之処押而出仕罷在候処、当月下旬之初今拘ふち殊ノ外強ク食事相進ミ兼」、「海路乗船之義ハ迫モ難仕候間、陸路東海道ヲ下向可仕」と、春から体の悪いのを押して出仕してきたが、十月下旬から下腹が痛み食欲もないため、船旅は厳しいので陸路の東海道を使って東下することを述べている。種々の理屈を提示しながらも、最終的に辞退するのではなく、三条や岩倉の意向に沿って動いている点を見逃してはならない。

なぜ三条と岩倉が嵯峨の東下を執拗に迫ったのかは明言していない。だが、天皇東幸を推進した三条と岩倉からすれば、それに前向きな姿勢を示していた嵯峨に天皇再幸の準備を補佐してもらうのが最適であったことは想像に難く

ない。三条は王政復古まで尊攘派からの期待が災いして朝廷を追われた経験があるため、温厚で立ち回りの上手い嵯峨のような補佐役が不可欠となったのだろう。また本家の三条と分家の嵯峨という親戚関係で繋がっていたことも都合がよかったといえる。このような立場を嵯峨も感じていたため、三条と岩倉の期待に応えるのである。最愛の妻を失い鎮痛な思いも冷めないなか、十二月十三日に嵯峨は京都を出発する。

三 横井小楠暗殺事件の処理と「新律綱領」の編纂

京都を出発した嵯峨は、掛川宿の絶景や富士山の姿に感動しながら、明治元年（一八六八）十二月二十七日に東京外桜田の彦根邸に到着した。翌二年二月四日には外桜田の久松隠岐守邸が御用邸となった。同月十六日に息子の公勝たちが京都を出発し、三十日に東京の御用邸に到着した。⁽⁵⁵⁾この間の二月二十二日付で嵯峨は、京都の岩倉具視に宛てて「当地先々鎮静に御坐候間御降心可給候、東久以下余程勉力一同異議も無之戮力同心罷在如小生も其尾に相從勤仕罷在候」などと伝えている。東京の模様は大きな問題もなく、議定の東久世通禧らが中心となり、自分も含め一同異議なく協力して政務に励んでいるという。だが、右の岩倉を安心させるような文章の後文では「箱館未定、且奥羽転封之徒領民愁訴等追々有之、且市中強盜抔も時々有之候、而是には心配仕候、只御再幸を奉渴望候、一日三秋と奉待候、追々御運びも被為付候由、恐悦奉存候、宇和島、後藤も下着専精勤に御座候」などと書いている。⁽⁵⁶⁾

この前文と後文との差異には、嵯峨の複雑な心境があらわれていると判断される。嵯峨が書翰を書いた当日、二月九日付の岩倉からの書翰を受け取っており、そこには岩倉が頭痛などを発症させ出仕を控えていることが記されていた。さらに嵯峨は、岩倉が体調不良を理由に輔相を辞職するとの話も得ていたのである。したがって、前文では岩倉の体調に配慮して彼を安堵させる内容を書きつつも、政務上で不安の多いことが後文の本音となっていたと見て取れ

る。とくに嵯峨が憂慮したのは、東京の治安の悪さである。また後述する京都で発生した参与の横井小楠暗殺にも注目していた。そのような事件の再発を防止するには、多くの人々に時勢の変化を理解させる必要がある、そのためにも天皇再幸の実施が望まれると論じていた。

嵯峨の不安は日を追って増していった。それは東京に到着した参与の後藤象二郎が東久世通禧と連携し、両者が東京における政務の中心となったことによる。彼らは嵯峨や伊達宗城などの議定を無視して独断専行することが多く、「二同異議も無之」という状況は一変した。三月二十八日に天皇が再び東京に到着してからも状況は変わらず、四月二日付で嵯峨は岩倉に「尊公御出府無之てハ忽百事去り可申候、是迄御創業も水泡ニ属し候」、「御出府二付てハ木戸大久保兩人是非御同行有之度」と希望している。興味深いのは同書翰で「三条卿も着府ニ御座候」と伝えていることである。⁽⁵⁷⁾

到着四日後とはいえ、天皇東幸を強く主張した三条や、彼の期待に依って政務に尽す嵯峨をもつてしても、兩名だけでは後藤の独走を抑止できなかったことがうかがえる。嵯峨は、この状況を変えるには岩倉、大久保利通、木戸孝允の協力がなければ抑止できないと考え、彼らが到着するまでは黙視の構えを見せる。後藤らは、四月十二日に行政官と議政官とを分離して議事制度の確立を図った。いわゆる薩長藩閥に対抗する公議政体派の台頭である。これにより嵯峨たちは「今日之布令其外とも議定へハ不懸」、「終日坐禪アクビタバコ之外用は無之」という状態となり、「議参一同不平ヲ生シ居実ニツンボニ御座候」という不満を抱くようになっていく。⁽⁵⁸⁾

嵯峨は黙視を余儀なくされたものの、内心では「近日之政事皆不公平専有依怙之沙汰所詮難尽力之間閉口」と不満を隠せなかった。⁽⁵⁹⁾ 四月二十四日に岩倉と大久保が東京に到着すると、さっそく嵯峨は岩倉を訪れて「近日政府不熟之儀」について語っている。さらに五月十一日には三条邸で嵯峨は、「政府中不和熟人心漸倦每人不励精終ニ可到瓦解歟、

不堪煩念苦慮之儀」を語り、このままでは政府が瓦解するのではないかと苦衷を訴えている。これを受けた三条は当惑した様子で特別な策がないと答えたが、そこに到着した岩倉は「大ニ果斷自明日可施条々被談之」という方策を示している。⁶⁰ 岩倉と大久保の到着の大きさがうかがえる。両者は状況打開の策を用意していたのである。

その方策は、政体職制の公選に目をつけ、政府内の三等官以上が投票によつて官吏を決めるといふ、いわゆる官吏の公選と呼ばれるものであった。翌日の嵯峨の日記によれば、参内すると「政府体裁混淆百事不举ニ付可有改正衆議有之、先人材可有撰定一決、明日三等官以上入札公撰可有之、又政体少々改革可有之議決」が採られたという。⁶¹ 官吏の公選は、議定や参与に事前に知らされており、政変による政治改革とは異なる。政務の活性化を望む嵯峨にとつても、官吏を精選することは有意義であつた。

投票の結果、嵯峨は議定兼刑法官知事に選ばれた。その背景には嵯峨が岩倉に「刑典之義は如小生一向不案内」と断りながらも、明治二年正月五日に発生した横井小楠暗殺事件について、「彼罪人等へ今日世界形勢皇国時勢能く御示諭被成下（中略）被論候上被加刑戮罪各揭示且以後不心得無之様（中略）後來の激徒も實に見込違に而法を犯し候而は不相成と真服目的を改め可申（中略）刑戮は不被赦は勿論只々以後人心服従之一端にもと存候」などと、熱心に語っていたことが少なからず影響していたと判断できる。

嵯峨は、幕末の尊王攘夷を標榜していた状況から、新政府の開国和親へと時勢が変化したことを多くの人々に理解させないと、厳刑を示しても心得違いによる犯行は根絶できないと主張している。前任の刑法官知事の大原重徳は横井事件の犯罪者に寛大な処置を望んでいたが、その意向とは差異がある。嵯峨が政府の方針を非難する尊攘浪士の活動や、それを正当化して擁護する政府内の「保守派」とは一線を隔していた事実を見逃してはならない。大原から嵯峨への刑法官知事の交替は、三条や岩倉の期待に應えて政府の方針を理解しながら政務に尽していた点が評価されて

の人事であつたと考えられる。

刑法官知事に就任した嵯峨は、馬に乗って呉服橋内にある刑法官に出仕している。彼の最初の仕事は、政府官員の節減にともなう「刑官人員減少其他黜陟等取調」であつた。⁽⁶⁴⁾ 明治二年五月二十五日に嵯峨は、刑法官に全官員を集め「今度知事職蒙仰大任不堪負荷然而拜命之上ハ官中同力夜白勉勵之心得」と覚悟のほどを示し、「政府御都合有之諸官員省減被仰出於当官も無扨減少之儀今後一層奮發致」と、不満が出ないよう事前にリストラのあることを説明している。⁽⁶⁵⁾

そのようななか、「西京浮浪徒囂集二付御処置」、「横井平四郎斬殺之党等御所置」が求められる。六月十二日に嵯峨は、三条から兩件について近日中に京都出張の指示があることを聞かされると、「甚迷惑之儀、且近日所勞氣火急發程心配、連も旅行ニ不堪」と辞退を申し出ている。⁽⁶⁶⁾ ところが、翌十三日に三条から再び右の件を求められると、嵯峨も断りきれず出張を了承し、その直後には刑法官副知事の佐佐木高行ら刑法官員と横井小楠暗殺事件の処置について相談した。⁽⁶⁷⁾ 十六日、この処置に対する嵯峨の持論は岩倉と口論となり、また刑法官員らの意見とも違っており、「慨歎之至也」と歎くほど孤立するものであつた。⁽⁶⁸⁾ 残念ながら具体的な争点はわからない。

処置の方針で孤立した翌十七日、狩衣姿で馬に乗り刑法官に向う途中、鍛冶門内に差し掛かったところで馬が突然暴れだし、落馬した嵯峨は「面部少々傷有之、胛背又聊痛有之」という怪我を負った。再び馬に跨って刑法官を目指す、激痛のため輿を呼び寄せて自宅に戻り療養している。⁽⁶⁹⁾ この怪我により二十一日に出発予定であつた京都出張は困難となるばかりか、刑法官への出仕もできなくなる。二十四日には「依所勞願上京被免候事」という辞令を受け取っている。⁽⁷⁰⁾

嵯峨が病床に伏している間、刑法官の実質的責任者となつたのが佐佐木であつた。佐佐木は、副知事として嵯峨を

実務上で支えてきたが、その彼が欠勤することにより存在感を示すこととなる。また七月八日には政府の行政機構改革である職員令が公布され、政府三職の輔相・議定・参与は、左右大臣・大納言・参議と名称を変更し、刑法官は刑部省、刑法官知事は刑部卿、刑法官副知事は刑部大輔とあらためられた。これら名称は古代律令国家の官制の名称を採用したためであり、この変革の動きについて嵯峨は六月二十五日に佐佐木から伝聞していた。病床の嵯峨は、二十七日に中山忠能から職制についての意見を求められ、二十九日には大原重徳に持論を送付しているが、主体的に動いた形跡は見られない。⁽¹⁾

大きな変革を受けながら、八月一日に嵯峨は刑部省に復帰すると、さっそく横井小楠暗殺事件について佐佐木と相談している。この事件の処理が遅れているのは、新政府に「新律」が備わっていなかったことに加え、職員令で設けられた彈正台との権限が不明確なところ起因した。そこで嵯峨は「新律」制定に向けて、京都在住の野宮定功から「令義解^{官位令}延喜彈正刑部等式校合本」を借用している。⁽²⁾西洋法律を意識する観点が一般的ではなかった当時としては、古典的な「令義解」に着目する嵯峨は「保守的」とはいえない。

だが、嵯峨が「令義解」を入手してからも「新律」の編纂が進まなかった一方で、八月二日から岩倉の意向を受けて新政府の服制考案に着手し、⁽³⁾十五日から神祇伯中山忠能、宮内卿万里小路博房とともに「女房位階以下之事件取調」をおこなっていたことには留意を要する。彼が宮中の有職故実に固執していたのは、十六日に拝受した刑部卿の辞令の書式が古式と違うところを歎いている点から裏づけられる。⁽⁴⁾有職故実に関する知識と経験を評価されていたからこそ、本官の職務とは異なる調査を依頼されたのである。これに対して旧幕府が管轄した法律に不慣れな嵯峨にとって、「新律」の編纂は容易ではなかった。

横井小楠暗殺事件の犯人に対する刑罰をめぐることは、刑部省と彈正台との間で対立を深めた。十一月十四日、刑部

省が「刑法官ニテ典刑ヲ枉ゲ候事ハ不相成」との方針を示したのに対し、彈正台は「耶蘇教相唱へ候ニ付、国賊也、殺害セル尤」との反論を譲らなかつた。⁽⁷⁵⁾ 両機関の権限が不明確なため議論を纏めるのが困難な様子は、交渉役を務めた佐佐木の「彈正台ト刑部省ノ権限ニハ、相互ニ議論差起リ纏ラズ、彈正台ニハ過激ノ輩多数ニテ、何分大ニ権力ヲ張り、甚ダ困卻ナリ」という記述から見て取れる。⁽⁷⁶⁾

刑部省における「新律」の編纂が本格化するのには、明治三年二月に入ってからである。二月五日に「新律之儀ニ付編輯齟齬昨日来甚当惑之旨大輔以下談有之、一同衆議猶編輯大博士等可申談申合」、九日に「新律編修之儀申合」など、編纂作業および会議が重ねられるようになる。⁽⁷⁷⁾ 会議には毎回嵯峨も出席しているが、編纂の実務を執つたのは佐佐木であつた。その事實は、二月五日付で参議に佐佐木が転任する際、「新律制定取調ハ初メヨリ主任ナレバ、成功迄半途ニテ他人替リテハ不都合」との評議があり、「刑律取調ノ義成功候迄、当官ヲ以従前ノ通被仰付候事」となつたことが裏づけている。⁽⁷⁸⁾

嵯峨にとって佐佐木を失うことは大きかつた。岩倉に対面した嵯峨は、佐佐木の参議転任を取り止めるよう「事理情実」を訴えている。⁽⁷⁹⁾ これにより佐佐木は参議でありながら、新律綱領の完成まで刑部省の実務を手伝うという例外的措置が取られた。明治三年二月二十日、大村益次郎襲撃事件の罪人処分に關する「口書」の取調べをおこなつたが結局は「難決」となり、翌日佐佐木が参朝して伺い出ることとなつた。⁽⁸⁰⁾ 二十四日に新律綱領の草本が完成し、佐佐木参議をはじめ嵯峨以下丞や判事が集まり、校訂作業をおこなつてゐる。この日から嵯峨は刑部省で校訂作業に従事するのが日課となる。翌二十五日には「賊盜律之分」の校訂がおわり、三月五日には彈正台が延引してきた「罰律」について内定した。⁽⁸¹⁾ 二十七日に嵯峨と佐佐木が参内し、右大臣、大納言、参議が同席のもと、大村事件の延引に対する「罰文案」が内決された。⁽⁸²⁾

その後も校訂作業は続き、明治三年五月二日からは「新律」の再校に着手している⁽⁸³⁾。だが、月末の二十九日に「刑部省新編名例律比較有之、此他諸獄聽斷多有之」とあるものの、その前後の再校作業に関する記述は見られない。これは完成に近づいたため、残りの作業は丞や判事に任せられ、嵯峨自身が確認する必要性が少なくなったものと考えられる。六月になると刑部省を欠勤しがちとなり、同月二十日には信州小諸藩士の処罰を疎漏していたことが発覚し、その引責というかたちで刑部卿辞職を申し出る事態となっている⁽⁸⁵⁾。だが、その翌日からも刑部省へ出仕を続けており、実際に彼の辞表は聴許されていない。

これまで刑部省での嵯峨の実務は「新律」を作成することにあつたが、明治三年七月からは事件の処理に追われるようになる。七月十五日には「探索贋楮幣売買人之事」が起ると佐佐木と相談し、二十日には三条と「阿淡騒擾之儀」について談合している⁽⁸⁶⁾。前者は当時問題となっていた贋悪貨幣の鑄造であり、維新政府の財政悪化に影響を与えていた。後者は稲田騒動と呼ばれる徳島藩淡路洲本で蜂須賀家臣が筆頭家老の邸宅などを襲撃した事件を指す。このような日々起こる事件に嵯峨は対応していたのである。

そして明治三年八月二十八日には横井小楠暗殺事件の処置に向けて急展開する。この日、三条は嵯峨に彈正台が延引してきた逮捕者の刑罰執行を指示した。だが、嵯峨は京都で捕縛されている者を断罪するのではなく、東京に護送させ「罪因連類」の者と突き合わせて処分をすべきであるという。嵯峨の慎重な姿勢は、刑部省の丞や判事らも支持している⁽⁸⁷⁾。右の姿勢からは、公家華族の嵯峨は飾りものとして卿の地位にいたのではないことがうかがえる。

この方針を決めた翌日から嵯峨は再び体調を崩すが、九月五日から出勤するようになる。ただし彼の日記には具体的な実務内容は記されておらず、横井の件がどのように進められたのかはわからない。だが、右の嵯峨の方針に沿って順調に処理されたと考えられる。十月九日、明治天皇の前で新律綱領が読み上げられ、翌日に横井小楠暗殺事件の

罪人に対する処刑が決定した。⁽⁸⁸⁾ 嵯峨は体調が優れず両日とも自邸に籠っていたが、右の報に接して安堵したに違いない。両件が解決すると、十二日に嵯峨は刑部卿から大納言に転任した。⁽⁸⁹⁾

嵯峨は「新律」作成に苦慮したように、法律は得意であったとはいえず、常に佐佐木刑部大輔や水本成美判事らを頼りにしていた点は否めない。だが、体調不良を繰り返しながらも日々起こる事件に対応し、刑部省の激務に耐えた。彼にとって最大の事件は、刑法官知事の就任直後に起こった横井小楠暗殺事件である。その処理をおこなうために不可欠となったのが新律綱領の編纂であった。この両方を解決するのが嵯峨に課せられた責務といっても過言ではない。それゆえ彼は辞意を示すことはあっても、途中で刑部卿の仕事を放棄することがなかったのである。

四 大納言の就任から辞職

明治三年十一月十日、嵯峨は参議らと蒸気船に乗り、横須賀製鉄所を視察している。品川沖で乗船する際にはイギリス公使のハーリー・パークスとも対面した。翌十二日には神子元島灯台を視察するため、横須賀から下田に向かった。船酔いする者が多いなか、嵯峨は「無為差恼」と平気であった。だが「西洋料理禽獸肉類也、如予未習之間不快」と、洋食を食べることは抵抗の強いことがわかる。⁽⁹⁰⁾ 十四日の横浜からの帰路には、馬車に大久保利通と同車して自邸に戻っている。⁽⁹¹⁾ 大納言という三職に就任した嵯峨は、大久保や木戸孝允などと当時としては珍しかった西洋文化を体験するようになった。

この頃、岩倉は京都に滞在していたが、彼は大久保や木戸と同じく政府を強化する必要性を感じていた。大久保と木戸の出身藩である薩摩藩と長州藩の影響力が強くなり、そうした動きを政府が十分に制御できない状態が生じていた。そこで両藩知事を政府に協力させることを企図し、上京を促すため勅使の岩倉を両藩に派遣する計画が立てられ

た。十一月二十二日に右大臣三条実美および大納言の徳大寺実則と嵯峨は、天皇に勅使派遣を求めている。大納言の嵯峨が天皇の前に出席して取り決める場合は「重大御用」のときであり、それ以外は「政庁裁断」をおこなうこととなっていた。⁽⁹²⁾十一月二十七日に毎月二日と七日に国法会議を開催する予定となったが、十二月十二日に「国法会議定日之処御無人之間御欠会」という開店休業状態となり、嵯峨も出席していない。⁽⁹³⁾

ところで十二月二十三日に嵯峨は岩倉を訪れて、正親町三条から嵯峨への改称願いを提出している。これは聴許されて嵯峨は大納言徳大寺実則と少弁五辻安仲から、太政官の「改称嵯峨願之通被聞食候事」という書面を拝受した。⁽⁹⁴⁾この書面にあるように、本稿で使用している嵯峨という姓はこのときから名乗るようになった。公家のなかに正親町と三条とがあり、旧姓の正親町三条は間違えられるという。そこで京都の嵯峨野を好んでいたため、その地名を取って改称したのである。

岩倉の勅使派遣にともない大久保と木戸が、それぞれ薩摩藩と長州藩へと戻り、島津久光および忠義と、毛利元徳に対して上京を求めた。また大久保は、上京を命じられた西郷隆盛とともに土佐藩大参事の板垣退助と会談し、薩長土三藩の兵力を御親兵として提出することを提案している。明治四年二月九日、三条、岩倉、嵯峨、佐佐木、副島種臣、大隈重信らが参集して審議し、翌日には御親兵の設置が決定した。⁽⁹⁵⁾この問題について大納言として嵯峨は積極的に動いていない。

その後も嵯峨は、三職会議や岩倉邸での面談に臨んでいる。だが、日記からは具体的な談話の内容はわからず、また大きな動きも見えて取れない。日記に変化があらわれるのは、六月下旬から政府内で官制改革の問題が浮上してからである。六月二十四日、岩倉邸に向かった嵯峨は、徳大寺と三者で「機務数件」を相談したが、その場で官制改革について申し合わせている。⁽⁹⁶⁾この前に官制改革に関する記述がないことから、嵯峨は当日その情報を得たものと思われる。

る。翌日の早朝に嵯峨は大久保を訪れ、官制改革について内密に相談し、その後に岩倉と徳大寺が加わって議論を重ねている。四者間の相談により、大臣と大納言はそのままとし、参議および各省卿や大輔などは外務省を除いてすべて人選をあらためるという方針が確認された。⁹⁷⁾

この会議の議案となったと思われるのが、二十五日付の木戸宛ての書翰で三条が示した官制人事案である。嵯峨は宮内省に入れようとしていたことがわかる。⁹⁸⁾ 官制改革の人事選考権は、右大臣の三条、岩倉・嵯峨・徳大寺の大納言、そして二十五日付で参議に就任した木戸と西郷隆盛にある。だが、二十五日の会議で嵯峨と徳大寺は官制改革に際して大納言を辞職する意向を示した。二十七日の制度取調会議に出席した嵯峨は、退出後に徳大寺邸を訪れ、辞職について相談している。⁹⁹⁾ 七月六日に嵯峨は、三条、西郷、木戸などが参集する制度取調会議に出席した。¹⁰⁰⁾ それでも制度取調の内容を傍聴しているが、嵯峨は官制改革の実情を把握するにつれ、重責の負担を忌避するようになったと判断される。そして十日に嵯峨は弁官に大納言の辞表を提出する。

嵯峨は辞意の理由を「維新ノ初非常ノ天眷ヲ忝シ、叨リニ議定ノ重職ヲ冒シ、尋テ刑部ノ頭官ヲ瀆ス、未タ久シカラス、又大納言ノ命ヲ拝ス、菲才累リニ大任ニ遷ル、実ニ惶愧ノ至リニ勝ヘス」、「臣ノ愚衷ヲ察シ、臣ノ職ヲ免シ、代ルニ卓越ノ人材ヲ以テセンコトヲ、然則維新ノ基礎確定シテ、海外万国ト並立センコト必セリ」と述べている。¹⁰¹⁾ 維新政府の発足後に議定、刑部卿、大納言などの要職を拝命したが、菲才な自分にはとても務まるものではない。どうか苦しい胸中を察していただき、優秀な人物と代えてもらえないかという。そうでないと維新政府の基礎はできず、諸外国と対峙していくこともできないだろうと付言する。

辞表提出から三日後の七月十三日、翌日の午後二時に礼服を着て参内するよう連絡がくる。十四日に嵯峨は衣冠を着て参内すると、天皇の前で三条実美から嵯峨の大納言辞職を聴許する旨と、麝香間祇候に任命することが伝えられ

た。⁽¹⁵⁾ 麝香間祇候は、「国事諮詢」と称され、天皇の国政に関する相談役と位置づけられたが、実際に天皇から諮問を受けることはなく、毎月決められた日に参内し、天機伺いをおこなうという名譽的官職であった。⁽¹⁶⁾

徳大寺も同様の取扱いを受けており、さつそく嵯峨らは麝香間へ移動すると、そこで麝香間祇候の徳川慶勝などと祇候日の心得を確認している。その直後に嵯峨は、三条邸を訪れて、大納言の辞職、麝香間祇候の任命に対する礼を述べた。さらに訪れた岩倉邸では岩倉が大納言から外務卿に転出したことや、廃藩置県が断行されたことなどを耳にする。嵯峨は大納言の辞職を「御一新来連々任重職日夜惶恐之处、今日免職初而所安心也」と、重責から解放されたことに安堵している。

その一方で彼は、廃藩置県にともなう政府の改革を「人心洶々頗不穩上下所驚愕」と、驚かずにはいられなかった。政府内の三職を務める公家は三条と岩倉に限られ、参議には西郷隆盛と木戸孝允に加えて大隈重信と板垣退助が任命されている。嵯峨の政治の第一線からの幕引きは、朝廷内の公家が要職を務める維新政府の時代が終わり、実務を担う藩士たちが要職を務める明治政府への転換をあらわしていたといえる。

おわりに

維新政府で議定に就いた嵯峨実愛は、大阪親征行幸に理解を示し、それに反対する中山忠能を説得するなど、政府の政策に前向きな姿勢を見せた。さらに政体職制の官制改革や、天皇東幸の実施に向けては、三条および岩倉を支える役割をはたした。それゆえ、両者は天皇再幸の準備を視野に入れ、東京に嵯峨を呼び寄せている。当時、嵯峨は愛妻を亡くし失意のなかであったが、東下を引き受けた。

東京での嵯峨は、公議政体派の台頭により活躍の機会が抑止されるが、五月の官吏公選によって刑法官知事、八月

の職員令で刑部卿に就任すると、政治的実務をおこなうようになる。彼に与えられた課題は、横井小楠暗殺事件の処理と、新律綱領を編纂することであった。法律に不得手な嵯峨は、次官の佐佐木高行たちの協力を不可欠としたが、職務を放棄することなく、両課題の処理に努めた。大納言になってからは十分な活躍は目立たなくなるが、御親兵設置や官制改革の会議には出席し、大久保利通や木戸孝允など主要な関係者の間に入って調整を図っている。

このように嵯峨は、公家出身者の三職や長官として名前だけを貸していたのではなかった。この点は維新政府の要職に就いていない公家とは大きく異なっている。だが、一方で嵯峨が刑法官知事および刑部卿の実務や、大納言の職責に負担を感じ、そうした役職からの解放を望むようになったことも事実である。王政復古の政変に尽力し、維新政府を支えてきた嵯峨の気力と体力は、廃藩置県の断行という大変革によって限界を迎えた。

廃藩置県後に岩倉は岩倉使節団の大使として欧米諸国を巡回し、その間に太政大臣の三条は洋式服制、学制、徴兵令、太陽暦の採用など文明開化政策を推進した。両者に対して麁香間祇候の嵯峨は、旧薩摩藩の実力者である島津久光を中山忠能や大原重徳らとともに支持し、政府の開化政策に反対するようになる⁽¹⁸⁾。

維新政府が政治方針として掲げた王政復古は、額面どおりの律令国家に戻ることを意味しておらず、その字面の背景には時勢に適した新しい政策を推進することを目指していたと考えられる。この点について筆者は、明治四年九月四日の「服制変革内勅」や、同二十年一月十七日の「婦女服制のことに付て皇后陛下思召書」の論理から明らかにした⁽¹⁹⁾。単なる復古でないことは嵯峨も理解していたから、廃藩置県に至るまで三条や岩倉を支持しながら政府の要職を務めたのである。

ところが、文明開化という欧米諸国の制度を取り入れる政策は、嵯峨が考える王政復古の範囲を超えていた。彼にとって文明開化は、公家の慣習にもとづく宮中儀礼や文化の喪失を意味し、やがては天皇を中心とする国家体制の維

持も難しくなるのではという危惧すべき対象であった。⁽¹⁰⁾ この文明開化が、嵯峨が三条と岩倉から離れ、大阪親征行幸や天皇東幸に反対した中山や大原と連携を取らせる分水嶺になったといえる。

維新政府の政策に前向きな嵯峨ですら、このように方向転換してしまうのであるから、当初から政策に難色を示す人物が抵抗するのも無理はない。本稿で述べた嵯峨の動きからは、維新政府で要職に就いた公家や諸侯が廃藩置県までの間に後退し、それ以外の公家や諸侯でも頭角をあらわす者が少なかった理由が見えてくる。幕末から維新政権期までの時勢の変化は急速であり、それに対応して実務をこなすことは、中高年の公家や諸侯の予想以上に負担を強いるものであった。また時勢の変化そのものにも自身が考える構想との大きな歪みが生じたことが考えられる。その歪みが最終的には廃藩置県後の文明開化政策をめぐって顕在化したと位置づけられる。

注

- (1) 松尾正人「明治初年の宮廷勢力と維新政権」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』吉川弘文館、一九九二年四月)、同『維新政権』吉川弘文館、一九九五年九月。
- (2) 幕末の朝廷および公家を研究する上で嵯峨実愛の人物研究が重要であることは、清水善仁「幕末維新と公家社会―幕末公家社会研究の現状と課題―」(『中央史学』二九、二〇〇六年三月)でも指摘されている。
- (3) 日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』二、慶応三年十二月二十九日条、東京大学出版会、一九七二年復刻版、二〇八頁。
- (4) 拙稿「維新政府の政治空間形成―東京城と皇城を中心に―」(『関東近世史研究』六八、二〇一〇年七月)、拙著『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、二〇一二年十二月、二二―三四頁参照。
- (5) 前掲『嵯峨実愛日記』二、慶応四年正月二十日―二十三日条、二二〇―二二二頁。
- (6) 同右、慶応四年正月二十八条、二二三頁。

- (7) 同右、慶応四年正月二十八日条、二二四頁。
- (8) 同右、慶応四年二月一日条、二二五頁。
- (9) 同右、慶応四年二月二日・三日条、二二五～二二六頁。
- (10) 同右、慶応四年二月八日条、二二九頁。
- (11) 同右、慶応四年二月二十日・二十三日・二十五日条、二三三頁。
- (12) 同右、慶応四年三月二日条、二三六頁。
- (13) 同右、慶応四年三月十日条、二四〇頁。
- (14) 同右、慶応四年三月十一日条、二四一頁。
- (15) 同右、慶応四年三月十二日条、二四一～二四二頁。
- (16) 同右、慶応四年三月十三日・十四日条、二四二～二四三頁。
- (17) 同右、慶応四年三月二十四日・二十五日条、二四九～二五〇頁。
- (18) 同右、慶応四年三月二十六日条、二五一頁。
- (19) 同右、慶応四年四月一日条、二五七頁。
- (20) 同右、慶応四年閏四月八日条、二七七頁。
- (21) 同右、慶応四年閏四月十日条、二七七頁。
- (22) 同右、慶応四年閏四月十一日条、二七七頁。
- (23) 同右、慶応四年閏四月十二日条、二七七頁。
- (24) 同右、慶応四年閏四月十三日条、二七七頁。
- (25) 同右、慶応四年閏四月十四日条、二七七頁。
- (26) 同右、慶応四年閏四月十五日条、二七七頁。
- (27) 同右、慶応四年閏四月十六日条、二八〇頁。
- (28) 同右、慶応四年閏四月十七日・二十日条、二八一、二八三頁。
- (29) 同右、慶応四年閏四月十八日・二十一日条、二八四、二八六頁。
- (30) 同右、慶応四年閏四月二十二日・二十五日条、二八七、二八九頁。
- (31) 同右、慶応四年閏四月二十六日・二十九日条、二九〇、二九二頁。
- (32) 同右、慶応四年閏四月三十日・五月一日条、二九三、二九五頁。
- (33) 同右、慶応四年閏五月二日・五日条、二九六、二九八頁。
- (34) 同右、慶応四年閏五月六日・九日条、二九九、三〇一頁。
- (35) 同右、慶応四年閏五月十日・十三日条、三〇二、三〇四頁。
- (36) 同右、慶応四年閏五月十四日・十七日条、三〇五、三〇七頁。
- (37) 同右、慶応四年閏五月十八日・二十一日条、三〇八、三一一頁。
- (38) 同右、慶応四年閏五月二十二日・二十五日条、三一二、三一四頁。
- (39) 同右、慶応四年閏五月二十六日・二十九日条、三一五、三一七頁。
- (40) 同右、慶応四年閏五月三十日・六月一日条、三一八、三二〇頁。
- (41) 同右、慶応四年閏六月二日・五日条、三二一、三二三頁。
- (42) 同右、慶応四年閏六月六日・九日条、三二四、三二六頁。
- (43) 同右、慶応四年閏六月十日・十三日条、三二七、三二九頁。
- (44) 同右、慶応四年閏六月十四日・十七日条、三三〇、三三二頁。
- (45) 同右、慶応四年閏六月十八日・二十一日条、三三三、三三五頁。
- (46) 同右、慶応四年閏六月二十二日・二十五日条、三三六、三三八頁。
- (47) 同右、慶応四年閏六月二十六日・二十九日条、三三九、三四一頁。
- (48) 同右、慶応四年閏六月三十日・七月一日条、三四二、三四四頁。
- (49) 同右、慶応四年閏七月二日・五日条、三四五、三四七頁。
- (50) 同右、慶応四年閏七月六日・九日条、三四八、三五一頁。
- (51) 同右、慶応四年閏七月十日・十三日条、三五二、三五四頁。
- (52) 同右、慶応四年閏七月十四日・十七日条、三五五、三五七頁。
- (53) 同右、慶応四年閏七月十八日・二十一日条、三五八、三六〇頁。
- (54) 同右、慶応四年閏七月二十二日・二十五日条、三六一、三六三頁。
- (55) 同右、慶応四年閏七月二十六日・二十九日条、三六四、三六六頁。
- (56) 同右、慶応四年閏七月三十日・八月一日条、三六七、三六九頁。
- (57) 同右、慶応四年閏八月二日・五日条、三七〇、三七二頁。
- (58) 同右、慶応四年閏八月六日・九日条、三七三、三七五頁。
- (59) 同右、慶応四年閏八月十日・十三日条、三七六、三七八頁。
- (60) 同右、慶応四年閏八月十四日・十七日条、三七九、三八一頁。
- (61) 同右、慶応四年閏八月十八日・二十一日条、三八二、三八四頁。
- (62) 同右、慶応四年閏八月二十二日・二十五日条、三八五、三八七頁。
- (63) 同右、慶応四年閏八月二十六日・二十九日条、三八八、三九〇頁。
- (64) 同右、慶応四年閏八月三十日・九月一日条、三九一、三九三頁。
- (65) 同右、慶応四年閏九月二日・五日条、三九四、三九六頁。
- (66) 同右、慶応四年閏九月六日・九日条、三九七、三九九頁。
- (67) 同右、慶応四年閏九月十日・十三日条、四〇〇、四〇二頁。
- (68) 同右、慶応四年閏九月十四日・十七日条、四〇三、四〇五頁。
- (69) 同右、慶応四年閏九月十八日・二十一日条、四〇六、四〇八頁。
- (70) 同右、慶応四年閏九月二十二日・二十五日条、四〇九、四一一頁。
- (71) 同右、慶応四年閏九月二十六日・二十九日条、四一二、四一四頁。
- (72) 同右、慶応四年閏九月三十日・十月一日条、四一五、四一七頁。
- (73) 同右、慶応四年閏十月二日・五日条、四一八、四二〇頁。
- (74) 同右、慶応四年閏十月六日・九日条、四二一、四二三頁。
- (75) 同右、慶応四年閏十月十日・十三日条、四二四、四二六頁。
- (76) 同右、慶応四年閏十月十四日・十七日条、四二七、四二九頁。
- (77) 同右、慶応四年閏十月十八日・二十一日条、四三〇、四三二頁。
- (78) 同右、慶応四年閏十月二十二日・二十五日条、四三三、四三五頁。
- (79) 同右、慶応四年閏十月二十六日・二十九日条、四三六、四三八頁。
- (80) 同右、慶応四年閏十月三十日・十一月一日条、四三九、四四一頁。
- (81) 同右、慶応四年閏十一月二日・五日条、四四二、四四四頁。
- (82) 同右、慶応四年閏十一月六日・九日条、四四五、四四七頁。
- (83) 同右、慶応四年閏十一月十日・十三日条、四四八、四五〇頁。
- (84) 同右、慶応四年閏十一月十四日・十七日条、四五一、四五三頁。
- (85) 同右、慶応四年閏十一月十八日・二十一日条、四五四、四五六頁。
- (86) 同右、慶応四年閏十一月二十二日・二十五日条、四五七、五五九頁。
- (87) 同右、慶応四年閏十一月二十六日・二十九日条、四六〇、四六二頁。
- (88) 同右、慶応四年閏十一月三十日・十二月一日条、四六三、四六五頁。
- (89) 同右、慶応四年閏十二月二日・五日条、四六六、四六八頁。
- (90) 同右、慶応四年閏十二月六日・九日条、四六九、四七一頁。
- (91) 同右、慶応四年閏十二月十日・十三日条、四七二、四七四頁。
- (92) 同右、慶応四年閏十二月十四日・十七日条、四七五、四七七頁。
- (93) 同右、慶応四年閏十二月十八日・二十一日条、四七八、四八〇頁。
- (94) 同右、慶応四年閏十二月二十二日・二十五日条、四八一、四八三頁。
- (95) 同右、慶応四年閏十二月二十六日・二十九日条、四八四、四八六頁。
- (96) 同右、慶応四年閏十二月三十日・一月一日条、四八七、四八九頁。
- (97) 同右、慶応四年閏一月二日・五日条、四九〇、四九二頁。
- (98) 同右、慶応四年閏一月六日・九日条、四九三、四九五頁。
- (99) 同右、慶応四年閏一月十日・十三日条、四九六、四九八頁。
- (100) 同右、慶応四年閏一月十四日・十七日条、四九九、五〇一頁。
- (101) 同右、慶応四年閏一月十八日・二十一日条、五〇二、五〇四頁。
- (102) 同右、慶応四年閏一月二十二日・二十五日条、五〇五、五〇七頁。
- (103) 同右、慶応四年閏一月二十六日・二十九日条、五〇八、五一〇頁。
- (104) 同右、慶応四年閏一月三十日・二月一日条、五一三、五一五頁。
- (105) 同右、慶応四年閏二月二日・五日条、五一六、五一八頁。
- (106) 同右、慶応四年閏二月六日・九日条、五一九、五二一頁。
- (107) 同右、慶応四年閏二月十日・十三日条、五二二、五二四頁。
- (108) 同右、慶応四年閏二月十四日・十七日条、五二五、五二七頁。
- (109) 同右、慶応四年閏二月十八日・二十一日条、五二八、五三〇頁。
- (110) 同右、慶応四年閏二月二十二日・二十五日条、五三一、五三三頁。
- (111) 同右、慶応四年閏二月二十六日・二十九日条、五三六、五三八頁。
- (112) 同右、慶応四年閏二月三十日・三月一日条、五三九、五四一頁。
- (113) 同右、慶応四年閏三月二日・五日条、五四二、五四四頁。
- (114) 同右、慶応四年閏三月六日・九日条、五四五、五四七頁。
- (115) 同右、慶応四年閏三月十日・十三日条、五四八、五五〇頁。
- (116) 同右、慶応四年閏三月十四日・十七日条、五五一、五五三頁。
- (117) 同右、慶応四年閏三月十八日・二十一日条、五五四、五五六頁。
- (118) 同右、慶応四年閏三月二十二日・二十五日条、五五七、五五九頁。
- (119) 同右、慶応四年閏三月二十六日・二十九日条、五六〇、五六二頁。
- (120) 同右、慶応四年閏三月三十日・四月一日条、五六三、五六五頁。
- (121) 同右、慶応四年閏四月二日・五日条、五六六、五六八頁。
- (122) 同右、慶応四年閏四月六日・九日条、五六九、五七一頁。
- (123) 同右、慶応四年閏四月十日・十三日条、五七二、五七四頁。
- (124) 同右、慶応四年閏四月十四日・十七日条、五七五、五七七頁。
- (125) 同右、慶応四年閏四月十八日・二十一日条、五七八、五八〇頁。
- (126) 同右、慶応四年閏四月二十二日・二十五日条、五八一、五八三頁。
- (127) 同右、慶応四年閏四月二十六日・二十九日条、五八四、五八六頁。
- (128) 同右、慶応四年閏四月三十日・五月一日条、五八七、五八九頁。
- (129) 同右、慶応四年閏五月二日・五日条、五九〇、五九二頁。
- (130) 同右、慶応四年閏五月六日・九日条、五九三、五九五頁。
- (131) 同右、慶応四年閏五月十日・十三日条、五九六、五九八頁。
- (132) 同右、慶応四年閏五月十四日・十七日条、五九九、六〇一頁。
- (133) 同右、慶応四年閏五月十八日・二十一日条、六〇二、六〇四頁。
- (134) 同右、慶応四年閏五月二十二日・二十五日条、六〇五、六〇七頁。
- (135) 同右、慶応四年閏五月二十六日・二十九日条、六〇八、六一〇頁。
- (136) 同右、慶応四年閏五月三十日・六月一日条、六一一、六一三頁。
- (137) 同右、慶応四年閏六月二日・五日条、六一四、六一六頁。
- (138) 同右、慶応四年閏六月六日・九日条、六一七、六一九頁。
- (139) 同右、慶応四年閏六月十日・十三日条、六二〇、六二二頁。
- (140) 同右、慶応四年閏六月十四日・十七日条、六二三、六二五頁。
- (141) 同右、慶応四年閏六月十八日・二十一日条、六二六、六二八頁。
- (142) 同右、慶応四年閏六月二十二日・二十五日条、六二九、六三一頁。
- (143) 同右、慶応四年閏六月二十六日・二十九日条、六三二、六三四頁。
- (144) 同右、慶応四年閏六月三十日・七月一日条、六三五、六三七頁。
- (145) 同右、慶応四年閏七月二日・五日条、六三八、六四〇頁。
- (146) 同右、慶応四年閏七月六日・九日条、六四一、六四三頁。
- (147) 同右、慶応四年閏七月十日・十三日条、六四四、六四六頁。
- (148) 同右、慶応四年閏七月十四日・十七日条、六四七、六四九頁。
- (149) 同右、慶応四年閏七月十八日・二十一日条、六五〇、六五二頁。
- (150) 同右、慶応四年閏七月二十二日・二十五日条、六五三、六五五頁。
- (151) 同右、慶応四年閏七月二十六日・二十九日条、六五六、六五八頁。
- (152) 同右、慶応四年閏七月三十日・八月一日条、六五九、六六一頁。
- (153) 同右、慶応四年閏八月二日・五日条、六六二、六六四頁。
- (154) 同右、慶応四年閏八月六日・九日条、六六五、六六七頁。
- (155) 同右、慶応四年閏八月十日・十三日条、六六八、六七〇頁。
- (156) 同右、慶応四年閏八月十四日・十七日条、六七一、六七三頁。
- (157) 同右、慶応四年閏八月十八日・二十一日条、六七四、六七六頁。
- (158) 同右、慶応四年閏八月二十二日・二十五日条、六七七、六七九頁。
- (159) 同右、慶応四年閏八月二十六日・二十九日条、六八〇、六八二頁。
- (160) 同右、慶応四年閏八月三十日・九月一日条、六八三、六八五頁。
- (161) 同右、慶応四年閏九月二日・五日条、六八六、六八八頁。
- (162) 同右、慶応四年閏九月六日・九日条、六八九、六九一頁。
- (163) 同右、慶応四年閏九月十日・十三日条、六九二、六九四頁。
- (164) 同右、慶応四年閏九月十四日・十七日条、六九五、六九七頁。
- (165) 同右、慶応四年閏九月十八日・二十一日条、七〇〇、七〇二頁。
- (166) 同右、慶応四年閏九月二十二日・二十五日条、七〇三、七〇五頁。
- (167) 同右、慶応四年閏九月二十六日・二十九日条、七〇六、七〇八頁。
- (168) 同右、慶応四年閏九月三十日・十月一日条、七〇九、七一〇頁。
- (169) 同右、慶応四年閏十月二日・五日条、七一三、七一五頁。
- (170) 同右、慶応四年閏十月六日・九日条、七一六、七一八頁。
- (171) 同右、慶応四年閏十月十日・十三日条、七一九、七二一頁。
- (172) 同右、慶応四年閏十月十四日・十七日条、七二二、七二四頁。
- (173) 同右、慶応四年閏十月十八日・二十一日条、七二五、七二七頁。
- (174) 同右、慶応四年閏十月二十二日・二十五日条、七二八、七三〇頁。
- (175) 同右、慶応四年閏十月二十六日・二十九日条、七三一、七三三頁。
- (176) 同右、慶応四年閏十月三十日・十一月一日条、七三六、七三八頁。
- (177) 同右、慶応四年閏十一月二日・五日条、七三九、七四一頁。
- (178) 同右、慶応四年閏十一月六日・九日条、七四二、七四四頁。
- (179) 同右、慶応四年閏十一月十日・十三日条、七四五、七四七頁。
- (180) 同右、慶応四年閏十一月十四日・十七日条、七四八、七五〇頁。
- (181) 同右、慶応四年閏十一月十八日・二十一日条、七五一、七五三頁。
- (182) 同右、慶応四年閏十一月二十二日・二十五日条、七五四、七五六頁。
- (183) 同右、慶応四年閏十一月二十六日・二十九日条、七五七、七五九頁。
- (184) 同右、慶応四年閏十一月三十日・十二月一日条、七六〇、七六二頁。
- (185) 同右、慶応四年閏十二月二日・五日条、七六三、七六五頁。
- (186) 同右、慶応四年閏十二月六日・九日条、七六六、七六八頁。
- (187) 同右、慶応四年閏十二月十日・十三日条、七六九、七七一頁。
- (188) 同右、慶応四年閏十二月十四日・十七日条、七七二、七七四頁。
- (189) 同右、慶応四年閏十二月十八日・二十一日条、七七五、七七七頁。
- (190) 同右、慶応四年閏十二月二十二日・二十五日条、七七八、七八〇頁。
- (191) 同右、慶応四年閏十二月二十六日・二十九日条、七八一、七八三頁。
- (192) 同右、慶応四年閏十二月三十日・一月一日条、七八四、七八六頁。
- (193) 同右、慶応四年閏一月二日・五日条、七八七、七八九頁。
- (194) 同右、慶応四年閏一月六日・九日条、七九〇、七九二頁。
- (195) 同右、慶応四年閏一月十日・十三日条、七九三、七九五頁。
- (196) 同右、慶応四年閏一月十四日・十七日条、七九六、七九八頁。
- (197) 同右、慶応四年閏一月十八日・二十一日条、七九九、八〇一頁。
- (198) 同右、慶応四年閏一月二十二日・二十五日条、八〇二、八〇四頁。
- (199) 同右、慶応四年閏一月二十六日・二十九日条、八〇五、八〇七頁。
- (200) 同右、慶応四年閏一月三十日・二月一日条、八〇八、八一〇頁。
- (201) 同右、慶応四年閏二月二日・五日条、八一一、八一三頁。
- (202) 同右、慶応四年閏二月六日・九日条、八一四、八一六頁。
- (203) 同右、慶応四年閏二月十日・十三日条、八一七、八一九頁。
- (204) 同右、慶応四年閏二月十四日・十七日条、八二〇、八二二頁。
- (205) 同右、慶応四年閏二月十八日・二十一日条、八二三、八二五頁。
- (206) 同右、慶応四年閏二月二十二日・二十五日条、八二六、八二八頁。
- (207) 同右、慶応四年閏二月二十六日・二十九日条、八二九、八三一頁。
- (208) 同右、慶応四年閏二月三十日・三月一日条、八三二、八三四頁。
- (209) 同右、慶応四年閏三月二日・五日条、八三五、八三七頁。
- (210) 同右、慶応四年閏三月六日・九日条、八三八、八四〇頁。
- (211) 同右、慶応四年閏三月十日・十三日条、八四一、八四三頁。
- (212) 同右、慶応四年閏三月十四日・十七日条、八四四、八四六頁。
- (213) 同右、慶応四年閏三月十八日・二十一日条、八四七、八四九頁。
- (214) 同右、慶応四年閏三月二十二日・二十五日条、八五〇、八五二頁。
- (215) 同右、慶応四年閏三月二十六日・二十九日条、八五三、八五五頁。
- (216) 同右、慶応四年閏三月三十日・四月一日条、八五六、八五八頁。
- (217) 同右、慶応四年閏四月二日・五日条、八五九、八六一頁。
- (218) 同右、慶応四年閏四月六日・九日条、八六二、八六四頁。
- (219) 同右、慶応四年閏四月十日・十三日条、八六五、八六七頁。
- (220) 同右、慶応四年閏四月十四日・十七日条、八六八、八七〇頁。
- (221) 同右、慶応四年閏四月十八日・二十一日条、八七一、八七三頁。
- (222) 同右、慶応四年閏四月二十二日・二十五日条、八七四、八七六頁。
- (223) 同右、慶応四年閏四月二十六日・二十九日条、八七七、八七九頁。
- (224) 同右、慶応四年閏四月三十日・五月一日条、八八〇、八八二頁。
- (225) 同右、慶応四年閏五月二日・五日条、八八三、八八五頁。
- (226) 同右、慶応四年閏五月六日・九日条、八八六、八八八頁。
- (227) 同右、慶応四年閏五月十日・十三日条、八八九、八九一頁。
- (228) 同右、慶応四年閏五月十四日・十七日条、八九二、八九四頁。
- (229) 同右、慶応四年閏五月十八日・二十一日条、八九五、八九七頁。
- (230) 同右、慶応四年閏五月二十二日・二十五日条、八九八、九〇〇頁。
- (231) 同右、慶応四年閏五月二十六日・二十九日条、九〇一、九〇三頁。
- (232) 同右、慶応四年閏五月三十日・六月一日条、九〇四、九〇六頁。
- (233) 同右、慶応四年閏六月二日・五日条、九〇七、九〇九頁。
- (234) 同右、慶応四年閏六月六日・九日条、九一〇、九一二頁。
- (235) 同右、慶応四年閏六月十日・十三日条、九一三、九一五頁。
- (236) 同右、慶応四年閏六月十四日・十七日条、九一六、九一八頁。
- (237) 同右、慶応四年閏六月十八日・二十一日条、九一九、九二一頁。
- (238) 同右、慶応四年閏六月二十二日・二十五日条、九二二、九二四頁。
- (239) 同右、慶応四年閏六月二十六日・二十九日条、九二五、九二七頁。
- (240) 同右、慶応四年閏六月三十日・七月一日条、九二八、九三〇頁。
- (241) 同右、慶応四年閏七月二日・五日条、九三一、九三三頁。
- (242) 同右、慶応四年閏七月六日・九日条、九三六、九三八頁。
- (243) 同右、慶応四年閏七月十日・十三日条、九三九、九四一頁。
- (244) 同右、慶応四年閏七月十四日・十七日条、九四二、九四四頁。
- (245) 同右、慶応四年閏七月十八日・二十一日条、九四五、九四七頁。
- (246) 同右、慶応四年閏七月二十二日・二十五日条、九四八、九五〇頁。
- (247) 同右、慶応四年閏七月二十六日・二十九日条、九五三、九五五頁。
- (248) 同右、慶応四年閏七月三十日・八月一日条、九五六、九五八頁。
- (249) 同右、慶応四年閏八月二日・五日条、九五九、九六一頁。
- (250) 同右、慶応四年閏八月六日・九日条、九六二、九六四頁。
- (251) 同右、慶応四年閏八月十日・十三日条、九六五、九六七頁。
- (252) 同右、慶応四年閏八月十四日・十七日条、九六八、九七〇頁。
- (253) 同右、慶応四年閏八月十八日・二十一日条、九七一、九七三頁。
- (254) 同右、慶応四年閏八月二十二日・二十五日条、九七四、九七六頁。
- (255) 同右、慶応四年閏八月二十六日・二十九日条、九七七、九七九頁。
- (256) 同右、慶応四年閏八月三十日・九月一日条、九八〇、九八二頁。
- (257) 同右、慶応四年閏九月二日・五日条、九八三、九八五頁。
- (258) 同右、慶応四年閏九月六日・九日条、九八六、九八八頁。
- (259) 同右、慶応四年閏九月十日・十三日条、九八九、九九一頁。
- (260) 同右、慶応四年閏九月十四日・十七日条、九九二、九九四頁。
- (261) 同右、慶応四年閏九月十八日・二十一日条、九九五、九九七頁。
- (262) 同右、慶応四年閏九月二十二日・二十五日条、九九八、一〇〇〇頁。
- (263) 同右、慶応四年閏九月二十六日・二十九日条、一〇〇一、一〇〇三頁。
- (264) 同右、慶応四年閏九月三十日・十月一日条、一〇〇四、一〇〇六頁。
- (265) 同右、慶応四年閏十月二日・五日条、一〇〇七、一〇〇九頁。
- (266) 同右、慶応四年閏十月六日・九日条、一〇一〇、一〇一二頁。
- (267) 同右、慶応四年閏十月十日・十三日条、一〇一三、一〇一五頁。
- (268) 同右、慶応四年閏十月十四日・十七日条、一〇一六、一〇一八頁。
- (269) 同右、慶応四年閏十月十八日・二十一日条、一〇一九、一〇二一頁。
- (270) 同右、慶応四年閏十月二十二日・二十五日条、一〇二二、一〇二四頁。
- (271) 同右、慶応四年閏十月二十六日・二十九日条、一〇二五、一〇二七頁。
- (272) 同右、慶応四年閏十月三十日・十一月一日条、一〇二八、一〇三〇頁。
- (273) 同右、慶応四年閏十一月二日・五日条、一〇三一、一〇三三頁。
- (274) 同右、慶応四年閏十一月六日・九日条、一〇三四、一〇三六頁。
- (275) 同右、慶応四年閏十一月十日・十三日条、一〇三七、一〇三九頁。
- (276) 同右、慶応四年閏十一月十四日・十七日条、一〇四〇、一〇四二頁。
- (277) 同右、慶応四年閏十一月十八日・二十一日条、一〇四三、一〇四五頁。
- (278) 同右、慶応四年閏十一月二十二日・二十五日条、一〇四六、一〇四八頁。
- (279) 同右、慶応四年閏十一月二十六日・二十九日条、一〇四九、一〇五一頁。
- (280) 同右、慶応四年閏十一月三十日・十二月一日条、一〇五二、一〇五四頁。
- (281) 同右、慶応四年閏十二月二日・五日条、一〇五五、一〇五七頁。
- (282) 同右、慶応四年閏十二月六日・九日条、一〇五八、一〇六〇頁。
- (283) 同右、慶応四年閏十二月十日・十三日条、一〇六一、一〇六三頁。
- (284) 同右、慶応四年閏十二月十四日・十七日条、一〇六四、一〇六六頁。
- (285) 同右、慶応四年閏十二月十八日・二十一日条、一〇六七、一〇六九頁。
- (286) 同右、慶応四年閏十二月二十二日・二十五日条、一〇七〇、一〇七二頁。
- (287) 同右、慶応四年閏十二月二十六日・二十九日条、一〇七三、一〇七五頁。
- (288) 同右、慶応四年閏十二月三十日・一月一日条、一〇七六、一〇七八頁。
- (289) 同右、慶応四年閏一月二日・五日条、一〇七九、一〇八一頁。
- (290) 同右、慶応四年閏一月六日・九日条、一〇八二、一〇八四頁。
- (291) 同右、慶応四年閏一月十日・十三日条、一〇八五、一〇八七頁。
- (292) 同右、慶応四年閏一月十四日・十七日条、一〇八八、一〇九〇頁。
- (293) 同右、慶応四年閏一月十八日・二十一日条、一〇九一、一〇九三頁。
- (294) 同右、慶応四年閏一月二十二日・二十五日条、一〇九四、一〇九六頁。
- (295) 同右、慶応四年閏一月二十六日・二十九日条、一〇九七、一〇九九頁。
- (296) 同右、慶応四年閏一月三十日・二月一日条、一〇一〇〇、一〇一〇二頁。
- (297) 同右、慶応四年閏二月二日・五日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (298) 同右、慶応四年閏二月六日・九日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (299) 同右、慶応四年閏二月十日・十三日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (300) 同右、慶応四年閏二月十四日・十七日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (301) 同右、慶応四年閏二月十八日・二十一日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (302) 同右、慶応四年閏二月二十二日・二十五日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (303) 同右、慶応四年閏二月二十六日・二十九日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (304) 同右、慶応四年閏二月三十日・三月一日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (305) 同右、慶応四年閏三月二日・五日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (306) 同右、慶応四年閏三月六日・九日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (307) 同右、慶応四年閏三月十日・十三日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (308) 同右、慶応四年閏三月十四日・十七日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (309) 同右、慶応四年閏三月十八日・二十一日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (310) 同右、慶応四年閏三月二十二日・二十五日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (311) 同右、慶応四年閏三月二十六日・二十九日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (312) 同右、慶応四年閏三月三十日・四月一日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (313) 同右、慶応四年閏四月二日・五日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (314) 同右、慶応四年閏四月六日・九日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (315) 同右、慶応四年閏四月十日・十三日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (316) 同右、慶応四年閏四月十四日・十七日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (317) 同右、慶応四年閏四月十八日・二十一日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (318) 同右、慶応四年閏四月二十二日・二十五日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (319) 同右、慶応四年閏四月二十六日・二十九日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (320) 同右、慶応四年閏四月三十日・五月一日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (321) 同右、慶応四年閏五月二日・五日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (322) 同右、慶応四年閏五月六日・九日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (323) 同右、慶応四年閏五月十日・十三日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (324) 同右、慶応四年閏五月十四日・十七日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (325) 同右、慶応四年閏五月十八日・二十一日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (326) 同右、慶応四年閏五月二十二日・二十五日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (327) 同右、慶応四年閏五月二十六日・二十九日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (328) 同右、慶応四年閏五月三十日・六月一日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (329) 同右、慶応四年閏六月二日・五日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (330) 同右、慶応四年閏六月六日・九日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (331) 同右、慶応四年閏六月十日・十三日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (332) 同右、慶応四年閏六月十四日・十七日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (333) 同右、慶応四年閏六月十八日・二十一日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (334) 同右、慶応四年閏六月二十二日・二十五日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (335) 同右、慶応四年閏六月二十六日・二十九日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (336) 同右、慶応四年閏六月三十日・七月一日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (337) 同右、慶応四年閏七月二日・五日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (338) 同右、慶応四年閏七月六日・九日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (339) 同右、慶応四年閏七月十日・十三日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (340) 同右、慶応四年閏七月十四日・十七日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (341) 同右、慶応四年閏七月十八日・二十一日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (342) 同右、慶応四年閏七月二十二日・二十五日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (343) 同右、慶応四年閏七月二十六日・二十九日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (344) 同右、慶応四年閏七月三十日・八月一日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (345) 同右、慶応四年閏八月二日・五日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (346) 同右、慶応四年閏八月六日・九日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (347) 同右、慶応四年閏八月十日・十三日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (348) 同右、慶応四年閏八月十四日・十七日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (349) 同右、慶応四年閏八月十八日・二十一日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (350) 同右、慶応四年閏八月二十二日・二十五日条、一〇一〇四、一〇一〇六頁。
- (351) 同右、慶応四年閏八月二十六日・二十九日条、一〇一〇七、一〇一〇九頁。
- (352) 同右、慶応四年閏八月三十日・九月一日条、一〇一〇一〇、一〇一〇二頁。
- (353) 同右、慶応四年閏九月二日・五日条、一〇一〇三、一〇一〇五頁。
- (354) 同右、慶応四年閏九月六日・九日条、一〇一〇六、一〇一〇八頁。
- (355) 同右、慶応四年閏九月十日・十三日条、一〇一〇九、一〇一〇一頁。
- (356) 同右、慶応四年閏九月十四日・十七日条、一〇一〇二、一〇一〇四頁。
- (357) 同右、慶応四年閏九月十八日・二十一日条、一〇一〇五、一〇一〇七頁。
- (358) 同右、慶応四年閏九月二十二日・二十五日条、一〇一〇八、一〇一〇九頁。
- (359) 同右、慶応四年閏九月二十六日・二十九日条、一〇一〇一、一〇一〇三頁。
- (360) 同右、慶応四年閏九月三十日・十月一日条、一〇一〇四、一〇一〇六

(29) 拙著『洋服・散髪・脱刀―服制の明治維新―』講談社選書メチエ、二〇一〇年四月、一七頁、前掲『明治国家の服制と華族』二七頁。

(30) 拙稿「宮中勤番制度と華族―近習・小番の再編―」(『大倉山論集』五七、二〇一一年三月) 参照。

(31) 前掲『嵯峨実愛日記』二、慶応四年四月二十一日条、二八四頁。

(32) 同右、慶応四年五月六日・七日条、二九〇頁。

(33) 同右、慶応四年五月七日条、二九〇頁。

(34) 同右、慶応四年五月八日・九日条、二九〇―二九一頁。

(35) 前掲注(4)「維新政府の政治空間形成―東京城と皇城を中心に―」では「六月段階において東幸の件を知っていたのは、江戸の輔相兼関八州鎮将三条実美、参与西郷隆盛、軍務官判事大村益次郎、江戸鎮台府判事江藤新平らと、京都では議定兼輔相岩倉具視、参与大久保利通、同木戸孝允、同広沢真臣、同大木喬任、同岩下方平などに限られていたと思われる」と書いた。これは天皇東幸そのものを指すのではなく、天皇東幸の具体的な手段や方策を意味している。当時は天皇東幸が内定しても、その実施をめぐっては硬直状態であった。議定はもとより、少数の公家や諸侯の間では東幸内定の情報は共有されていた。だが、硬直状態を打開し、実施の反対論をいかに抑えるかという手段や方策については、限られた人たちで議論していたと思われる。読者の誤解をなくすため、この文面について補足しておく。当時の三条および岩倉との関係に鑑みると、嵯峨も東幸の手段や方策について情報を得ていた可能性は高いと考えられる。

(36) (37) 前掲『嵯峨実愛日記』二、慶応四年六月四日条、三〇一―三〇二頁。

(38) 同右、慶応四年六月十八日条、三〇九―三一〇頁。

(39) (40) 岩倉具視書翰「中山忠能等宛」慶応四年六月付(日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』四、東京大学出版会、一九八三年覆刻版、三八―三九頁)。

(41) 三条実美書翰「岩倉具視宛」慶応四年六月二十八日付(同右、三五頁)。

(42) 前掲『嵯峨実愛日記』二、慶応四年七月十一日条、三二二頁。

- (43) 同右、慶応四年八月二日条、三三三頁。
- (44) 同右、慶応四年八月五日、八日条、三三五、三三七頁。
- (45) 同右、慶応四年八月十四日条、三四一頁。この他に押小路は、八月四日、六日、七日、八日、十日、十七日、九月二日、四日、六日、七日、十一日、十二日、十四日、十八日に嵯峨を訪れている。
- (46) 同右、慶応四年九月十八日条、三六一頁。
- (47) 同右、慶応四年九月二十日条、三六三頁。
- (48) 同右、慶応四年九月二十二日、二十三日、二十五日条、三六四、三六五頁。
- (49) 同右、明治元年十月三日条、三六九頁。
- (50) 同右、明治元年十月八日条、三七一頁。
- (51) 前掲(48)。
- (52) 嵯峨実愛書翰「徳大寺実則宛」(明治元年) 十月三十日付(個人蔵)。
- (53) 三条実美・岩倉具視書翰「嵯峨実愛宛」(明治元年) 十一月二十五日付(同右)。
- (54) 嵯峨実愛書翰「三条実美・岩倉具視宛」(明治元年) 十一月三十日付(「岩倉具視関係文書・川崎本」国立国会図書館憲政資料室所蔵〔北京社マイクロフィルム、R五―二一九〕)。
- (55) 前掲『嵯峨実愛日記』二、明治元年十二月二十一日・二十二日・二十七日条、四〇七、四一〇頁、日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』三、明治二年二月四日・十四日・十六日・二十四日・二十五日・三十日条、東京大学出版会、一九七二年復刻版、一八、二三、二四、二八、三〇頁。
- (56) 嵯峨実愛書翰「岩倉具視宛」明治二年二月二十二日(前掲『岩倉具視関係文書』四、二二五頁)。
- (57) 嵯峨実愛書翰「岩倉具視宛」(明治二年) 四月二日(『中御門家文書』上、早稲田大学社会科学研究所、一九六四年、二五四頁)。
- (58) 松平慶永書翰「中御門経之宛」(明治二年) 四月二十七日(同右、二六〇頁)。
- (59) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治二年四月十四日条、五三頁。

- (60) 同右、明治二年五月十一日条、六六頁。
- (61) 同右、明治二年五月十二日条、六七頁。
- (62) 前掲(55)二二六～二二七頁。
- (63) 田中時彦「横井小楠暗殺事件」(我妻栄編『日本政治裁判史録』明治・前、第一法規出版、一九六八年十一月) 参照。
- (64) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治二年五月十八日条、七一頁。
- (65) 同右、明治二年五月二十五日条、七四頁。
- (66) 同右、明治二年六月十二日条、八三頁。
- (67) 同右、明治二年六月十三日条、八四頁。
- (68) 同右、明治二年六月十六日条、八六頁。
- (69) 同右、明治二年六月十七日条、八六頁。
- (70) 同右、明治二年六月二十四日条、九〇頁～九一頁。
- (71) 同右、明治二年六月二十五日、二十七日、二十九日条、九一～九三頁。
- (72) 同右、明治二年八月一日、八日、二十五日条、一一四～一二五頁、一一九頁、一二七頁。
- (73) 嵯峨の服制考案については、拙稿「明治太政官制形成期の服制論議」(『日本歴史』六九八、二〇〇六年七月)を参照されたい。
- (74) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治二年八月十五日、十七日条、一二二～一二三頁。
- (75) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』四、明治二年十一月十四日条、東京大学出版会、一九七三年、一九八頁。
- (76) 同右、明治二年十一月十九日条、二〇〇頁。
- (77) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治三年二月五日・九日条、二〇七、二〇九頁。
- (78) 前掲『保古飛呂比』四、明治三年二月五日条、二七七頁。
- (79) 同右、明治三年二月日欠条、二七六頁、
- (80) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治三年二月二十二日条、二一五頁。

- (81) 同右、明治三年二月二十四日・二十五日条、三月五日条、二一六、二二〇頁。
(82) 同右、明治三年三月二十七日条、二二九頁。
(83) 同右、明治三年五月二日条、二四五頁。
(84) 同右、明治三年五月二十九日条、二五五頁。
(85) 同右、明治三年六月十四日・二十日条、二六〇、二六三頁。
(86) 同右、明治三年七月十五日・二十日条、二七五、二七六頁。
(87) 同右、明治三年八月二十八日条、二九二、二九三頁。
(88) 同右、明治三年十月九日条、三一六頁。
(88) 同右、明治三年十月十二日条、三一七、三一八頁。
(90) 同右、明治三年十一月十日・十一日条、三四〇、三四一頁。
(91) 同右、明治三年十一月十四日条、三四三頁。
(92) 同右、明治三年十一月二十二日条、十二月十日条、三四七、三四八頁。
(93) 同右、明治三年十一月二十七日、十二月十二日条、三四九、三五八頁。
(94) 同右、明治三年十二月二十三日条、三六三、三六四頁。
(95) 同右、明治四年二月九日・十日条、三八九頁。
(96) 同右、明治四年六月二十四日条、四四一頁。
(97) 同右、明治四年六月二十五日条、四四一頁。
(98) 「三条実美書翰」明治(四)年六月二十五日(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』四、東京大学出版会、二〇〇九年、一五九、一六〇頁)。
(99) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治四年六月二十七日条、四四二頁。
(100) 同右、明治四年七月六日条、四四五頁。

- (101) 同右、明治四年七月十日条、四四六～四四七頁。
- (102) 同右、明治四年七月十三日・十四日条、四四八～四四九頁。
- (103) 前掲『明治国家の服制と華族』参照。
- (104) (105) 前掲『嵯峨実愛日記』三、明治四年七月十四日条、四五一一頁。
- (106) 拙稿『廃藩置県後の島津久光と麝香問祇候』（『日本歴史』七一八、二〇〇八年三月）、前掲『明治国家の服制と華族』参照。
- (107) この点は、原口清「明治太政官制成立の政治的背景」（『名城商学』三八―一、一九八八年十月）でも、明治太政官制は古代律令国家の太政官制をそのまま復活させたものではないことが指摘されている。
- (108) 前掲『洋服・散髪・脱刀―服制の明治維新―』四三～四四頁、一八一～一八二頁参照。
- (109) 前掲『明治国家の服制と華族』参照。